

原著

名張毒ぶどう酒事件 奥西勝さんの社会復帰の検討（2）

脇田 吉隆

神戸学院大学 総合リハビリテーション学部
社会リハビリテーション学科

【要約】 51年前に三重県名張市葛尾部落で発生した名張毒ぶどう酒事件において、死刑再審請求人・奥西勝さんは、現在、名古屋拘置所から東京八王子医療刑務所に移送され収監されている。再審請求人・奥西勝さんは「無実」を訴え再審請求を行っている。

本稿は、第7次再審請求差戻異議審の請求棄却決定と弁護団が申し立てた第2次特別抗告申立を検討する。

「無実」を訴える死刑再審請求人が「社会復帰」を果たすには、裁判所が「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則は「再審請求事件にも適用される」とした「白鳥・財田川決定」をこの再審請求に厳格に適用し、再審開始決定を出し、それが確定し、再審公判で無罪判決が確定することが必要になる。

第2次特別抗告審を審理する最高裁の裁判官と調査官がこの「鉄則」を厳格に適用することが「無罪の発見」と「無辜の救済」という刑事裁判の責務を果たすことになる。弁護団の精力的な弁護活動、支援者の現地調査、裁判所等への要請行動、事件と裁判所の判断の学習会等の支援運動は、不屈に「無実」を訴える奥西勝さんの「励まし」となり、「社会復帰」につながる。

キーワード：奥西勝さん、えん罪事件、社会復帰、「怒り」と「励まし」の支援運動、

「実践」から「理論」へさらに「実践」へ、循環発展の理論

I 第7次再審請求における差戻異議 審決定と特別抗告申立の争点

A 「怒り」の再審請求棄却 差戻異議審決定と 「励まし」の第2次特別抗告申立

名張毒ぶどう酒事件の死刑再審請求人・奥西勝さんが名古屋高裁に申し立てた第7次再審請求は、2010年4月5日最高裁第3小法廷が名古屋高裁刑事第2部の異議審の再審請求棄却決定を取消し差戻したため、再び、名古屋高裁刑事第2部が差戻異議審を審理することになった。そして、2012

年5月25日名古屋高裁刑事第2部は、主文「原決定（注意 2005年4月5日名古屋高裁刑事第1部決定「再審開始決定 刑の執行を停止する」をいう。筆者補筆）を取り消す。本件再審請求を棄却する」という決定を下した。

棄却決定の理由部分の最後の第3結論の部分で、「旧証拠に新証拠（当審及び当審までの段階の弁護人（請求人）が提出した証拠を含む。）を総合して検討しても、請求人以外に本件ぶどう酒に有機燐テップ製剤を混入し得た者はおらず、請求人にはそれが可能であり、その機会もあったと

の判断はいささかも動かず、また、逮捕前から具
体性をもって始められた請求人の自白が、その供
述経過や関係証拠に照らし、根幹部分において十
分信用できるものであることも、原異議審決定57
頁(2)以下に詳細に説示するところに付加すべ
き点はない。

請求人が本件殺人、同未遂事件の犯人であると
して確定判決の事実認定に合理的な疑いを生じる
余地はなく、新証拠1ないし3について、無罪を
言い渡すべき新証拠に該当するとして、刑訴法435
条6号、448条1項により再審を開始し、同条2
項により刑の停止した原決定の判断は失当であっ
て、本件において再審を開始する事由は認められ
ない。」(以下、単に「棄却決定理由」という。以
下の引用部分はすべて原文通りとする。)とする。
刑の執行停止も取り消したのである。

再審請求人奥西勝さん・名張事件弁護団は、第
7次再審請求の差戻異議審決定の5日後の2012年
5月30日に最高裁に再び特別抗告を行った。現在、
最高裁第1小法廷で第2次特別抗告審が審理され
ている。

弁護団が行った特別抗告申立書の申立理由(以
下、単に「申立理由」という)は、「原決定(注
意 2012年5月25日名古屋高裁刑事第2部差戻異
議審決定「再審請求棄却決定」を言う。筆者補筆)
の判断は、なによりも、確定判決の事実認定に合
理的疑いが生じているのに再審の開始を否定した
という点で破棄しなければ著しく正義に反する重
大な事実の誤認があり、(刑訴法411条3号)、さ
らに、憲法31条違反(刑訴法405条1号)、複数の
最高裁判例違反(刑訴法405条2号)等があるの
で破棄されなければならない。」である。

以下、裁判所の異議審「棄却決定理由」(頁を
付す)と弁護団の特別抗告「申立理由」(頁を付
す)を示し、論点は多数あるが、重要なものにつ
いて提示し検討する。

1 不意打ち認定について

弁護団の申立理由における第8特別抗告理由
(不意打ち認定について)(46-47頁)において、
「原決定が持ち出した『推論』は、検察官も主張
していないし、鑑定人も主張していない。裁判所
が決定において初めて、独自に持ちだしたもので
ある。したがって、弁護人は、その『推論』の当
否について吟味する機会も、意見を述べる機会も
与えられていない。しかも、原決定がその「推論」
の前提としているK鑑定人によるエーテル抽出実
験自体は、もともと鑑定事項になく全く予定され
ていない実験を鑑定人が独自の判断で実施してそ
の結果を鑑定書に記載したものであって、その実
験の要否や実験方法・実験条件等について、弁護
人には意見を述べる機会が全く与えられていなか
ったものである。

このような実験が鑑定前に全く想定されていな
かったことは、2011年(平成23年)4月18日に行
われた三者協議で鑑定事項の『その他参考事項』
の意味について主任弁護人の質問に対して、裁判
長が『鑑定資料1と2で差が生じた場合に、何か
述べられることがあればという趣旨である。』と
答えていたことから明らかである。

このような不意打ちによる事実認定には、以下
の破棄理由がある。第1に、弁護人の防御権を侵
害しており、憲法31条の適正手続に反している(刑
訴法405条1号)。第2に、事実認定の不意打ちを
違法として最高裁判例(昭和58年12月13日第三小
法廷判決)に反している(刑訴法405条2号)。第
3に、再審請求手続においても、松山事件の仙台
高裁決定(昭和48年9月8日)は、刑事訴訟規則
286条につき、『右の趣旨にかんがみると手続進展
に伴い、意見を表明しうるような機会が与えられ
なければならない』と判示して再審請求を棄却し
た原決定を破棄している。原決定はこの高裁決定
にも違反する(刑訴法405条3号)。第4に、少な
くとも『推論』についての弁護人の意見を聞いて

いない点について審理が尽くされておらず、『推論』に重大な事実誤認の疑いがあり、これが原決定に影響を及ぼすことが明らかであって、破棄しなければ著しく正義に反する(刑法411条3号)。」以上が弁護団の主張である。

2 科学的知見に基づかない判断について

棄却決定理由において、本件毒物の検討の部分で「① 対照検体においてRf0.58スポットに認められたトリエチルピロホスフェートは、エーテル抽出後の過程で生成されたと考えるほかないことになる。」(46頁)「・・・⑤ 以上のことから、事件検体ないし対照検体にペンタエチルトリホスフェートが含まれていたとすると、それがエーテル抽出され、展開の過程で加水分解することにより、トリエチルピロホスフェートが生成される可能性があると考えることができ、三重県衛生研究所で行われたペーパークロマトグラフ試験において、対照検体にRf0.58のスポットが認められたこと、すなわちトリエチルピロホスフェートが検出されたことについては、ペンタエチルトリホスフェートの加水分解反応により、トリエチルピロホスフェートが生成された可能性が指摘できると考えられる。」(50頁)と判断する。

さらに、「⑥ 本件毒物がニッカリンTであった場合であっても、関係証拠によれば、・・・ペーパークロマトグラフ試験に付されたことになる事件検体には、・・・ペンタエチルトリホスフェートがほとんど含まれておらず、あるいはわずかに含まれていたとしても、エーテル抽出の過程で検出できないほどに減少したため、その後行われたペーパークロマトグラフ試験において、TEPPとその加水分解物であるDEPは検出されなかったものと考えることが十分可能である。」(51-52頁)と判断する。最後に、「⑦ 以上のように推論することが可能であることからすると、本件毒物がニッカリンTであることと、三重県衛生研究所で

行われたペーパークロマトグラフ試験において、対照検体からRf0.58のスポットが検出され、事件検体からは検出されなかったことが矛盾するものではないといえる。

そうすると、そもそも旧証拠における薬毒物鑑定においても、本件ぶどう酒に混入された毒物(農薬)が、有機リンテップ製剤であるにとどまり、ニッカリンTであるとの同定までするようなものではなかったところ、新証拠3によっても、犯行に用いられた薬剤がニッカリンTではあり得ないということの意味しないことが明らかであるから、新証拠3により、請求人が有機リンテップ製剤である農薬ニッカリンTを所持していた事実が状況証拠としての価値を失ったとも、また、毒物に関する請求人の捜査段階の自白が客観的事実と矛盾することが明らかになったともいえない。」(52頁)と結論づける。

弁護団の申立理由において、「・・・(3) しながら、対照検体に含まれているPETP(ペンタエチルトリホスフェート)がエーテル抽出され、展開の過程で加水分解することにより、TriEPP(トリエチルピロホスフェート)が生成され、Rf0.58スポットが検出された可能性があるという原決定の判示は、検察官もK鑑定人(以下「K」という)も全く主張していなかった推測にすぎない。Kは、対照検体も事件検体もエーテルで抽出されているとすれば、なぜ対照検体だけにTriEPPのスポットが検出されなかったかについて、『それは私のやったことではないので分からない』(速記録38頁)と証言している。原決定の判示は、化学について素人の裁判官が専門家でも分からないことについて独自の推測を述べたに過ぎないものである。そこには、対照検体ではPETPがエーテル抽出されるという推測と、そのPETPがペーパークロマトグラフ試験の展開の過程で加水分解してRf0.58スポットとして現れるという推測が含まれていて、その2つについて専門家の知見は存在し

ないのである。」(8頁)として裁判所の棄却決定の理由が科学的知見に基づかない判断であると主張する。

また、棄却決定理由において、「・・・⑥ 他方、事件検体についてみると、K鑑定によれば、・・・。ペンタエチルトリホスフェートがほとんど含まれておらず、あるいはわずかながら含まれていたとしても、エーテル抽出の過程で検出できないほどに減少したため、その後行われたペーパークロマトグラフ試験において、TEPPとその加水分解物であるDEPは検出されたが、ペンタエチルトリホスフェートの加水分解であるトリエチルピロホスフェートは検出されなかったものと考えることが十分可能である。⑦ 以上のように推論することが可能であることからすると、本件毒物がニッカリンTであることと、三重県衛生研究所で行われたペーパークロマトグラフ試験において、対照検体からRf0.58スポットが検出され、事件検体から検出されなかったことが矛盾するものではないといえる。」(52頁)と推論することが可能として、対象検体からRf0.58スポットが検出され、事件検体から検出されなかったことが矛盾するものでないと結論づけるが、この見解は科学的知見に基づくものでないことが、弁護団から特別抗告申立書と補充意見書によって明らかにされる。

弁護団の申立理由によれば、「・・・(5) しかしながら対照検体も事件検体と同じようにエーテル抽出を行っているのであるから、同じようにエーテル抽出の過程で減少するはずであり、一方が検出され一方が検出されないほどに量的違いが生ずるのかという重大な疑問が生ずる。この点についても、専門家の知見は存在せず、化学についての素人の裁判官の全く独自の推測をしているに過ぎないものである。(6) 以上のとおり、原決定は、科学的専門的知識に基づいて判断すべき事項について、専門家の知見が存在しないにもかか

わらず、裁判官の独自の経験則で、そのように考えることも十分に可能と判断したものである。したがって原決定は、取消決定と全く同じ誤りを犯しているのであって、この点だけをとらえても、取消決定と同様に破棄されるべきことは明らかである。」(8頁)と明確に主張する。

さらに、申立理由によれば、「本件毒物がニッカリンTだと認められるためには、対照検体からはRf0.58スポットが検出されているのに、事件検体からはトリエチルピロホスフェートが検出されていない理由を科学的知見に基づいて合理的に説明する必要がある。原決定の判示が科学的知見に基づいた合理的な説明になっていないことはあきらかである。」(15頁)と弁護団の申立書は棄却決定理由を批判する。

3 総合評価の欠落について

「白鳥・財田川決定」が示した「明白性」判断に関する新旧全証拠の総合評価についての論点について、棄却決定理由においては、「旧証拠に新証拠(当審及び当審までの段階の弁護人(請求人)が提出した証拠を含む。)を総合して検討しても、請求人以外に本件ぶどう酒に有機燐テップ製剤を混入し得た者はおらず、請求人にはそれが可能であり、その機会もあったとの判断はいささかも動かず、」(65頁)と判断する。

弁護団の特別抗告申立理由では、「原決定(棄却決定)は、『新証拠3は、本件毒物がニッカリンTではないことを証するほどの証拠価値(証明力)はない』(棄却決定理由45頁)として新旧全証拠の総合評価に入っていない。(なお、結論部分において、「以上の次第であり、旧証拠に新証拠(略)を総合して検討しても」という記載しているが、決定書のどこにも新旧全証拠の総合評価を行っている記載はない。)(50頁)と棄却決定を批判する。

最後に、特別抗告申立理由において、「新旧全

証拠の総合評価をすれば、申立人を有罪とした確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じていることは明らかである。原決定には重大な事実誤認があり、破棄しなければ著しく正義に反している。」(52頁)と結論づける。

B 検討と第2次特別抗告申立の課題

すでに弁護団が指摘するように、棄却決定は、最高裁差戻決定が示した「科学的知見に基づく検討」を放棄し同じ過ちを犯している。さらに、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審請求にも適用されるとした「白鳥・財田川決定」の「明白性」の判断に関する新旧全証拠の総合評価についても、棄却決定は「総合して検討する」という言葉を使うが、「総合評価」に値する検討を行っていない。

その原因は、名古屋高裁の棄却決定をした裁判官たちの「白鳥・財田川決定」の理解の不十分さないしは無理解である。

そうであるならば、弁護団とそれを支える「支援者の運動」は、最高裁第3小法廷の差戻決定で示した、「科学的知見に基づく検討」と「白鳥・財田川決定」の「明白性」の判断に関する新旧全証拠の総合評価の正しい理解とこの特別抗告審を審理する最高裁第1小法廷でそれを厳格に適用することを求めることである。

II 「励まし」の支援運動

名張毒ぶどう酒事件の救援運動は、国民救援会愛知県本部を中心にして行われてきたが、1990年11月に事件の地元名張で、1991年1月に三重県で支援組織が結成され、1991年2月に「えん罪名張毒ぶどう酒事件の再審を勝ち取り、奥西勝さんを死刑台から取り戻す全国ネットワーク」が結成された。

この全国ネットワークに結集したのは、兵庫、

大阪、愛知、奈良、三重、名張市、東京の各支援団体である。毎年事件が発生した、3月末の週末に事件発生現場を中心に全国現地調査を開催し、弁護団から事件と裁判の判決・決定の報告を学習し、参加者は奥西勝さんの「命の救出」と「社会復帰」のための力を結集する機会にしている。裁判所・拘置所・検察庁等への要請行動も積極的に行っている。

この運動が孤立無援であった獄中の奥西勝さんを「励まし」、第7次再審請求の現在まで、「命ある限り無実を訴える」という再審請求の原動力になっている。もちろん、奥西勝さんの拘置所生活は想像を絶する。その環境から、無実を訴えることは並大抵のことではない。特別面会人として、渾身の力で奮闘して、面会・通信等を実現した川村富左吉さん、それを引き継ぎ全国に支援を訴える稲生昌三さんの存在は、奥西勝さんの「心の支え」になっている。

さらに、「支援する会」を結成し、現地調査に参加したり、学習会等を行い、常に関心を向けている支援者の存在、署名をした人、ピラを受け取り支援者に声をかけてくれる人などの存在も欠かせない。一人でも多くの人々が、奥西勝さんの「無実の訴え」に耳を傾けて支援運動に参加することが、「社会復帰」につながる[1]。

これらのことは、これまで「無実を訴え」て、獄中から支援を訴え、再審請求を行い、棄却されても繰り返し再審請求を行い、無罪を勝ち取った「えん罪犠牲者」への支援活動、無期懲役から無罪を勝ち取った最近の「足利事件」「布川事件」「東電OK殺人事件」では、仮出獄を支援者が出迎え、支援組織を結成し、現地調査・学習会・宣伝行動等、その後裁判を支えたことを見れば、「励まし」が「社会復帰」への大きな力となったことは確認できる。

Ⅲ 奥西勝さんの「社会復帰」について 家族への励ましと社会の理解

「社会復帰」とは、刑事事件においては刑事裁判の被告人・有罪確定者による「えん罪の訴え」あるいは「無実の訴え」を再審請求による「再審開始決定・無罪判決の確定」によって、刑務所ないし拘置所を含む「身柄が収監されている場所」からの社会への復帰というものが念頭に置かれるが、社会リハビリテーション的視点からは、えん罪を訴える当事者・家族等を含む関係者の生活改善ないしは生活復帰を考える視点を論点にしなければならない。

本稿は当面、「身柄の釈放」「命の救命」の問題点を論点として検討する。

死刑再審請求事件で再審請求人が再審開始決定と無罪判決を勝ち得て、「社会復帰」が実現したのか、「社会復帰」が実現しなかったのか。それに費やされた年月とその困難性を示すことにする〔2〕。(戦後死刑再審請求事件に限る)

表1、2、3で示したように、戦後の死刑再審請求事件で、「身柄の釈放」が実現して「社会復帰」を果たせた事例は、死刑再審開始決定・無罪判決の4事件のみである。その事例の共通点は、再審開始決定が確定し、その後の再審公判で無罪

判決が出された時に、「検察官が釈放指揮をして法廷で釈放」、「検察官による拘置の執行停止に基づく釈放指揮」、「裁判所の職権で被告人の拘置を停止する決定 法廷で釈放」した事例である〔3〕。すなわち、再審開始決定が確定しても、「身柄の釈放」はされていないのである。この前例が名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんの「身柄の釈放」に適用されれば、「命の救命」による「社会復帰」は大変困難になる。「社会復帰」には「再審公判における身柄の釈放」以前の段階での「刑の執行停止」「身柄の釈放」が必要になる。

それゆえに、奥西勝さんの「社会復帰」を考えれば、筆者の提案する「法的解決方法」と「社会的解決方法」を実践することが必要になる。

名張毒ぶどう酒事件の死刑再審請求人である奥西勝さんの「社会復帰」を考えれば、現行法制度における解決が試みられなければならない。しかし、国際人権法として「死刑廃止条約」の誠実な国内法としての適用を考える視点からは、死刑囚の刑の執行停止の問題がある。現行法制度と再審請求段階での考えられる方法について、その「法的解決方法」を提起する。

- a) 一審無罪判決のとき 検察官上訴が違憲であり、刑事訴訟法が上訴(控訴)を禁止していれば、一審無罪判決が確定して、奥西勝さんは釈放され、「社会復帰」が実現していた。

表1 死刑再開決定・無罪判決4事件の「社会復帰」の困難性

免田事件 免田栄さん	熊本県	1983年7月15日	再審公判・無罪判決 熊本地裁八代支部 検察官が釈放指揮をして法廷で釈放
財田川事件 谷口繁義さん	香川県	1984年3月12日	再審公判・無罪判決 高松地裁 検察官による拘置の執行停止に基づく釈放指揮 法廷で釈放 2005年7月26日病死 74歳
松山事件 斉藤幸夫さん	宮城県	1984年7月11日	再審公判・無罪判決 仙台地裁 裁判所の職権で被告人の拘置を停止する決定 法廷で釈放 2006年7月4日死去 75歳
島田事件 赤堀正夫さん	静岡県	1989年3月31日	再審公判・無罪判決 静岡地裁 身柄釈放

- b) 最高裁判決で、憲法判断として、検察官上訴は違憲と判断し、最高裁が差戻しをせず、自判して、無罪を言渡し、身柄を釈放していれば、「社会復帰」が実現していた。
- c) 第7次再審請求の再審開始決定、刑の執行停止のとき、検察官抗告・異議申立が違憲であり、刑事訴訟法が抗告・異議申立を禁止していれば、再審開始決定と刑の執行停止が確定して、奥西勝さんは釈放され、「社会復帰」が実現していた。
- d) 現在第2次特別抗告審を審理している最高裁第1小法廷が、早急に再審開始決定を自判し、奥西勝さんの「刑の執行停止」と「身柄の釈放」決定を出すことによって、「社会復帰」は実現する。
- e) 奥西勝さんを死刑囚としての身柄を収監する権限を持つ検察庁が「身柄の釈放」を決定すれば、「社会復帰」は実現する。
- f) 87歳の奥西勝さんの「死刑の執行」は法的にも社会的にも考えられないのであれば、検察庁・

表2 死刑再審請求人の「命の救命」の困難性

I 獄死	帝銀事件 平沢貞通さん	東京都	95歳	八王子医療刑務所
	牟礼事件 佐藤誠さん	東京都	72歳	仙台拘置所
	三鷹事件 竹内景助さん	東京都	45歳	東京巣鴨拘置所
	波崎事件 富山常喜さん	茨城県	86歳	東京拘置所
	晴山事件 晴山広元さん	北海道	70歳	札幌刑務所・拘置所支所
II 自殺	デザイナー殺人事件 山川真也さん	新潟県	35歳	1977年5月21日 再審請求中 東京拘置所で自殺 35歳
III 死刑執行	藤本事件 藤本松夫さん (ハンセン病患者)	熊本県	40歳	1962年4月23日 第3次再審請求申立 熊本地裁 1962年9月11日 中垣國男法務大臣 死刑執行命令に許諾の押印 1962年9月13日 再審請求棄却 熊本地裁 1962年9月14日 菊池医療刑務所から福岡刑務所へ 死刑執行 40歳
	雨やどり殺人事件・ 小野照雄さん	長崎県	62歳	1998年12月 第8次再審請求申立 1999年12月17日 死刑執行 福岡拘置所

表3 死刑再審請求人の「社会復帰」実現の困難性

		発生時	
尾田事件 尾田信夫さん	福岡県	20歳	事件発生 1966年12月5日から46年、死刑判決 1968年12月24日から44年、現在第6次再審請求特別抗告審 66歳
袴田事件 袴田巖さん	静岡県	30歳	事件発生 1966年6月30日から46年、死刑判決 1968年9月11日から44年、現在第2次再審請求即時抗告審 76歳
名張毒ぶどう酒事件 奥西勝さん	三重県	35歳	事件発生 1961年3月28日から51年、死刑判決 1969年9月10日から43年、現在第7次再審請求第2次特別抗告審 87歳

裁判所等が「刑の執行停止」と「身柄を釈放」を決定することによって「社会復帰」は実現する。

高齢者・医療刑務所収監者の死刑囚の刑の執行はこれまで行われていない。「えん罪・無実を訴え」再審請求をしている死刑囚が刑の執行を逃れるために「逃亡」や「証拠の隠滅」をすることは考えられない。なぜなら、裁判所による再審開始決定・無罪判決を求めるものが、「逃亡」「証拠の隠滅」をすれば、それらが実現しないからである。この方法による解決には「社会的支援」が必要であり、日本社会がこの方法を受け入れることが必要になる。私はこの解決方法を「社会的解決方法」と名付けている。

Ⅳ 検討のまとめと今後の課題 「怒り」と「励まし」の支援運動を後世の財産に

A 検討のまとめと今後の課題

この論稿では、筆者がこれまで、この事件に関わってきた「実践」と「理論」をまとめるものとなった。最後に、思考の方法として、筆者の「実践的憲法学方法論」[4]を事例適用した、「実践」と「理論」さらに「実践」という「循環発展の理論」を提起する。社会における「否定的現象」は人間の営みによって発生する。それが法的なものであるときは、法規範そのものから発生する場合もある。さらに専門職の裁判官・検察官・警察官等の法適用・法執行によって、発生する場合もある。

その「否定的現象」を解決するには、「理論」に論拠をおく「実践行動・作用」すなわち「法的解決方法」と「社会的解決方法」を提起して行われなければならない。えん罪を訴える死刑再審請求人が「社会復帰」を果たすには、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を厳格に適用し、「白鳥・財田川決定」に示された、その鉄

則が「再審請求事件にも適用される」という理論を「実践」に生かしていかなければならない。すなわち、その「実践」として、奥西勝さんの「社会復帰」には、「死刑判決」「再審請求棄却」という「否定的現象」を発生させる裁判官・検察官への「怒り」と「否定的現象」の「法的解決方法」としての再審開始決定・無罪判決の確定と「身柄の釈放」を早急に実現すること、そして、「社会的解決方法」としての支援運動による当事者・家族等の関係者へ「励まし」と、さらに支援運動に参加しているものへの「励まし」という「実践」が重要である。これが私の提起する「実践」から「理論」へ、さらに「実践」へという「循環発展の理論」である。

再審請求とは誤判救済のための制度である。無辜は救済されなければならないという当然のことが刑事訴訟法で規定されている。さらに日本国憲法の人権規定には第31条から第39条まで刑事手続の条項が規定されている。

刑事裁判、特に再審理論を発展させた「白鳥・財田川決定」からすでに36年が経過した。裁判所には、誤判の救済を求める悲痛な叫びが幾度にも渡って届けられている。この叫びに真摯な耳を傾けたのが「白鳥・財田川決定」である。それが結集したのが死刑再審開始決定・無罪判決4事件であり、最近の「足利事件・菅家和利さん」「布川事件・桜井昌司さん、杉山卓男さん」「東電OL殺人事件・ゴビンダ・マイナリさん」の再審開始決定と無罪判決であり、身柄が「無期懲役」という拘束から解放され、「社会復帰」が実現したのである。

最高裁判所は「人権の砦」として、名張毒ぶどう酒事件の死刑再審請求人・奥西勝さんの悲痛な叫びに直接に耳を傾け、身柄の釈放という「社会復帰」に真剣に取り組まなければならない。その「責務」を果たさなければならないのは、直接的には、現在この事件に係争している第1小法廷の

裁判官と調査官 [5] である。

これまで名張毒ぶどう酒事件の判決・決定に関わった裁判官は59人である。その中で、被告人・確定死刑囚・再審請求人である奥西勝さんの「無実の訴え」を直接に法廷で聞いた裁判官は6人しかいない。その裁判官たちが一審津地裁で「無罪判決」を二審名古屋高裁で「有罪死刑判決」を書いたのである。最高裁の裁判官・調査官も再審請求を裁いた裁判官も奥西勝さんの「無実を訴える」意見書・上申書を目にして読んだであろう。

しかし、直接法廷で「無実の訴え」と「自白の信用性」について、問いただした裁判官はいないのである。再審請求事件は公開の法廷では審理されないのであり、裁判官と弁護人と検察官の三者協議で審理の進行が行われ、それぞれの主張と反論は意見書を提出することによって審理される。さらに裁判所の決定書は再審請求人と主任弁護人に郵送されてきていたのであり、名張毒ぶどう酒事件弁護団は決定書を裁判所で手渡しように要求し、事前にその期日を通知するように求めたのである。高裁決定は期日を指定しての手渡しになったが、最高裁決定は現在も郵送である。これが現在の日本の裁判であり、再審請求事件の審理であり、刑事裁判制度の実態である。

日本の刑事裁判史上、5人目の死刑再審事件の再審開始決定・無罪判決の確定と「身柄の釈放」から「社会復帰」の道は、事件発生・死刑判決から「世紀を超えて」まだ実現されていない。日本の社会で「最も弱い立場」にある奥西勝さんの「人生の完結」を社会は受け入れることこそが、社会的解決に結びつくと考える [6]。

B 「怒り」と「励まし」の支援運動を後世の財産に

2012年5月上旬から肺炎を患っていた奥西勝さんは病状を悪化させて、5月27日夜、拘置所外の病院へ救急搬送された。鼻から酸素吸入を受け、

抗生物質などの点滴がされ、導尿カテーテルの処置がされた。拘置所はベッドに治療を受ける奥西勝さんの右手首に手錠を掛け、補綱につなぎ3人の刑務官が常時監視するなど、非人道的扱いを続けていた。6月11日に八王子医療刑務所に移送され、その後は小康状態を保っている [7]。

2013年1月14日に87歳の誕生日を迎えた奥西勝さんは、八王子医療刑務所から「無実」を訴えている。

奥西勝さんの「命」を救出するためには一刻の猶予もないのである。最後に、この事件を知ったものは、奥西勝さんの「生涯」を見続けてあげてほしい。私は、この名張毒ぶどう酒事件の支援運動に関わったものの「責任」として、その記録を後世の財産としたい。

【注】

- [1] 参照、支援運動における支援者の役割については、播磨信義『人権を守った人々』法律文化社1993年。
- [2] 以下の文献から、まとめたものである。日本弁護士連合会編『再審』日本評論社1977年、日本弁護士連合会編『続・再審』日本評論社1986年、竹沢哲夫・山田善二郎編著『再審・えん罪小史』イコオリティ1993年、再審・えん罪事件全国連絡会編『えん罪入門』日本評論社2001年、日本国民救援会裁判員制度検証プロジェクトチーム編『裁判員読本=冤罪判決事例大全プロ(裁判官)の常識は素人(市民)の非常識』新教出版社2012年。なお、これまでの死刑執行の最高年齢は東京拘置所で2006年12月25日執行された77歳である。
- [3] 「刑の執行停止」と「身柄の釈放」問題は刑事訴訟法の考察を必要とするテーマであり、別の機会に論ずることで今後の課題とする。この点については、刑事訴訟法学者・水谷規男が「名張毒ぶどう酒事件」「えん罪東住吉事件」で指摘しているところである。
- [4] 参照、脇田吉隆、「播磨信義憲法学の継承と発展」神戸学院法学2004年；第34巻1号：143

頁～187頁、特に、180～182頁

- [5] 最高裁判所の調査官制度（裁判所法第57条）については言及することができなかった。下級審の審理と最高裁判所の審理の違いは、最高裁判所では判事である調査官が最高裁判所係争事件の裁判記録を読み、「大法廷回付」、「小法廷評議」、「棄却相当」「破棄相当」と事案を分類し、担当裁判官に答申する。
- [6] 詳しくは、「救援新聞」第1668号 2012年6月15日発行、第1699号 2012年6月25日発行を参照
- [7] 東海テレビ制作ドキュメンタリードラマ「約束 名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」が2013年春全国で上映される。奥西勝さん役の仲代達矢さんのコメントを紹介する。

「いわゆる再現ドラマというのではなく、拘留所で50年近く過ごされた奥西さんの心境は測りしれませんが、仲代達矢がこのような状況に追い込まれたらどうなるか、そういう気持ちで演じました。60年俳優をやってきた中で、私にとって記念碑な作品になりました。」出演者は奥西勝さんの母・タツノさん役は樹木希林さん、特別面会人であった川村富左吉さん役は天野鎮雄さん、若き日の奥西勝さん役は山本太郎さん、ナレーターは寺島しのぶさんです。渾身の演出と演技ですので注目してください。さらに詳しくは、日本国民救援会発行の「救援新聞」第1716号 2013年1月5日発行4～5面。そこでは、仲代達矢さんのインタビュー記事として、「映画は、僕が街頭で訴えるのと同じ」「覚悟を持ち演技」「裁く畏怖を持って」の見出しと、特別面会人・稲生昌三さんの「面会報告、生死かけ、無実訴え」が詳しく報告されている。その8面では「桜井さん ネパールへ ゴビンダさんを訪ねて」という記事も連載されている。「励まし」から「励まし」への「循環発展の実践」と呼べるものである。弁護団は2012年12月25日に、最高裁に特別抗告補充書（1）（2）（3）を提出し、早期の再審開始決定を求めている。それらの補充書はマスキング処理をして、公表されている。

冤罪(誤判)防止コム<http://www.enzaiboushi.com/>。
なお、最高検は2013年1月22日までに上申書を

提出し、7月末までに反論意見書を提出するということが弁護団に伝えられたと共同通信2013年1月22日22時51分発信の電子版ニュースが伝えた。

Consideration of the Social Rehabilitation of Mr. Masaru Okunishi in the Nabari Poisoned Wine Case (2)

Yoshitaka Wakita

Department of Social Rehabilitation,
Faculty of Rehabilitation,
Kobe Gakuin University

In the Nabari Poisoned Wine Case, which occurred 51 years ago in Kuzuo Village, Nabari-shi, Mie, Japan, Mr. Masaru Okunishi, the appellant for retrial of a death sentence, was transferred from the Nagoya Detention Center and is now detained at Hachioji Medical Prison. The appellant for retrial, Mr. Masaru Okunishi, has filed an appeal for retrial, claiming himself to be “innocent.”

This article reviews the decision of dismissal with prejudice and on the merits to remand the 7th appeal for retrial as well as the 2nd special appeal made by the defense team.

To ensure the “social rehabilitation” of the Appellant pleading “innocence,” a retrial of the death sentence is necessary; moreover, the court shall strictly apply the “Decision in the Shiratori and Saitagawa Case” to the appeal for retrial, which states that “the golden rule of criminal trials, ‘in case of doubt, favor the defendant (*in dubio pro reo*),’ shall apply to cases of appeal for retrial,” and render the decision to commence a final retrial; the not-guilty ruling shall be finalized in the retrial. This will result in the execution of the duties in criminal trials—the “discovery of innocence” and “remedy of innocent persons”—applied as the “golden rule” by the Justices and Investigators of the Supreme Court, who will judge the 2nd special appeal. The vigorous activities of the defense team, field surveys carried out by supporters, actions of request to the court, and other support movements such as study seminars, and so on of the case and the decisions of the courts will “encourage” Mr. Masaru Okunishi, who has been unrelentingly pleading his innocence, and lead to his “social rehabilitation.”

Key Words: Mr. Masaru Okunishi, False-accusation case, Social rehabilitation,
Support movement with “anger” and “encouragement”,
From “practice” to “theory” and then to “practice”, Cyclic evolution theory